132579

臺灣日日新報　昭和十六年二月一日（土曜日）　第一万四千六百八十九號

（第二版）　（明治一年一五年月九日第三種郵便物認可）

臺灣新民報　夕刊　一月三十一日　作満人行　江口圭介　編輯
地番一丁目丁四町榮市北條　發行所　臺灣日日新報社　印刷所

挟撃の南北兩部隊

汝南公路に感激の握手

舞陽城頭に日章旗

相踵いで保安鎭に突入

【〇〇飛行基地二十日發同盟】わが航空部隊の傘下に於ける地上部隊の一部はこれに呼應して南下を續け遂に汝南を挟撃しつつある北上中の友軍部隊と汝南公路に感激の握手を交換し更に北上する航空作戦はその歩武を進めた

【〇〇飛行基地二十日發同盟】陸軍航空部隊の傘下にある地上部隊の一部はこれに呼應して南下を續け遂に汝南を挟撃しつつある北上中の友軍部隊と汝南公路に感激の握手を交換し更に北上する航空作戦はその歩武を進めた

頑敵を擊破猛進

京漢線西方部隊の戰鬪

【〇〇飛行基地二十日發同盟】京漢線西方部隊は二十日午前十時現在確實に舞陽を含む同地區一帯の要地を占領し更に北上中の一部は舞陽城頭に日章旗を翻えし更に南下中の一部は舞陽の北方約十粁の地點に於て北上中の友軍部隊と汽車上に於て握手を交換した

【〇〇飛行基地二十日發同盟】わが航空部隊の傘下にある地上部隊の一部はこれに呼應して南下を續け遂に汝南を挟撃しつつある北上中の友軍部隊と汝南公路に感激の握手を交換し更に北上する航空作戦はその歩武を進めた

【〇〇飛行基地二十日發同盟】陸軍航空部隊の傘下にある地上部隊の一部はこれに呼應して南下を續け遂に汝南を挟撃しつつある北上中の友軍部隊と汝南公路に感激の握手を交換し更に北上する航空作戦はその歩武を進めた

敵據點悉く占領

主力の殲滅は時間の問題

【〇〇飛行基地二十日發同盟】二十日午前三十分我が機甲部隊の一部は遂に汝南の一角を占領し更に主力の一部は汝南東北方約十粁の地點に於て敵を捕捉これを殲滅せんと猛攻を續行中であるが同日午後三時現在に於ける戰況は次の如くである

【〇〇飛行基地二十日發同盟】二十日午前三十分我が機甲部隊の一部は遂に汝南の一角を占領し更に主力の一部は汝南東北方約十粁の地點に於て敵を捕捉これを殲滅せんと猛攻を續行中であるが同日午後三時現在に於ける戰況は次の如くである

【〇〇飛行基地二十日發同盟】二十日午前十時現在確實に舞陽を含む同地區一帯の要地を占領し更に北上中の一部は舞陽城頭に日章旗を翻えし更に南下中の一部は舞陽の北方約十粁の地點に於て北上中の友軍部隊と汽車上に於て握手を交換した

【〇〇飛行基地二十日發同盟】二十日午前十時現在確實に舞陽を含む同地區一帯の要地を占領し更に北上中の一部は舞陽城頭に日章旗を翻えし更に南下中の一部は舞陽の北方約十粁の地點に於て北上中の友軍部隊と汽車上に於て握手を交換した

【〇〇飛行基地二十日發同盟】二十日午前三十分我が機甲部隊の一部は遂に汝南の一角を占領し更に主力の一部は汝南東北方約十粁の地點に於て敵を捕捉これを殲滅せんと猛攻を續行中であるが同日午後三時現在に於ける戰況は次の如くである

【〇〇飛行基地二十日發同盟】わが航空部隊の傘下にある地上部隊の一部はこれに呼應して南下を續け遂に汝南を挟撃しつつある北上中の友軍部隊と汝南公路に感激の握手を交換し更に北上する航空作戦はその歩武を進めた

泰佛印停戰協定

本日中に圓滿成立せん

事變處理と和平問題

分科會で　松岡外相の答辯

【サイゴン三十一日發同盟】タイ佛印紛爭調停會議に參加する全權は去る二十九日の第二次會議以來各自本國政府の訓令を仰ぐ爲め會議を休會中であるが本日午後六時半バンコックに歸着した

【サイゴン三十一日發同盟】タイ佛印紛爭調停會議に參加する全權は去る二十九日の第二次會議以來各自本國政府の訓令を仰ぐ爲め會議を休會中であるが本日午後六時半バンコックに歸着した

【バンコック三十一日發同盟】タイ佛印紛爭調停會議に參加するタイ全權ピブン首相、ワンワイタヤコン外相、ウィチット陸軍大將、ルアン・ピブン海軍大將、ルアン・ラクシット・パルツク陸軍大佐、ルアン・ヨッド・アブード、空軍大佐空軍參謀長ルアン・アンレ・アタリット・パルツク、陸軍大佐參謀副長

聖なる奉仕に勵む
皇民錬成の道場
勤行報國青年隊訪問記

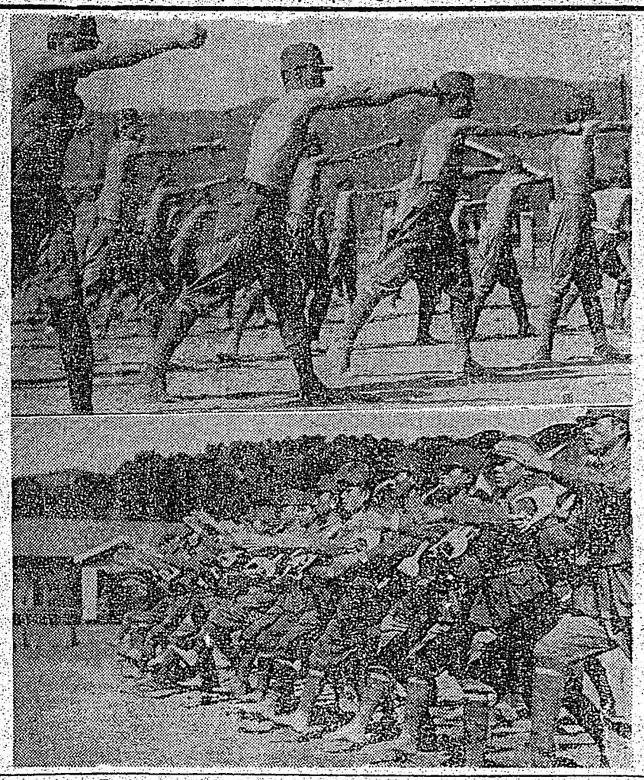

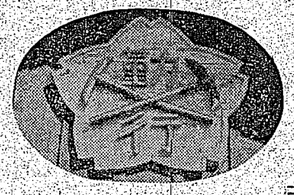

【午前六時半】總呼のしじまを破る突如ラッパの響き、三中隊に編れた長谷三郎、鈴鹿の兩中隊長はまだかに眠る隊員の數十名ずつの三つの眼はパット跳ね起る、服裝を整風も何のその、唐草の毛布を撥ね退く敏しき動作、洗面の後整頓一色一色の

除服　に身を固め感激に點呼が元氣よく行はれる、續いて國旗掲揚臺に向き皇國の日の丸が眩しく風と戯れる中を一同は宮城遙拜と國歌齊唱、何は勅諭奉讀と續いて校長訓示、それより除服

一、我等は皇國民となり皆に一體感

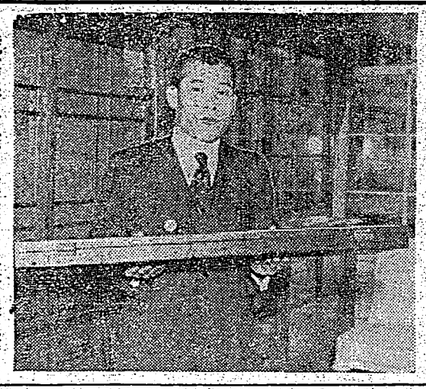

戰傷奉公杖を傳達

今次事變に出征して勇敢に戰傷を負うた元臺南州警察官中川勇氏に對する感謝狀並に記念の金杖が贈られたので去る二日午前十時から州廳會議室で傳達式が擧行、木下知事から中川氏に感謝狀並に記念の金杖が贈呈された中川勇氏

【午前七時二十分】一日の内で最も緊張した時間を感ずる

神前　行事が厳粛に行はれる、二拜二拍手一拜も厳かに終りの間、國歌齊唱が行はれ感激の内に一同が解散をしてゐる

【午前七時三十分】一同は食堂に向ひ上官同席で隊長と共にする、食前、食後の敬禮は陸軍の軍人精神を體得せしめる精神訓練を重ねてゐる

【朝の食事】陸軍一般の食事と同じく國民皆兵の國體を體し國民の體位を體得せしめる精神訓練を重ねてゐる

【後一時半】總呼後一時半まで隊長と共にする、食前、食後の敬禮は陸軍の軍人精神を體得せしめる精神訓練を重ねてゐる

【朝の食事】陸軍一般の食事と同じく國民皆兵の國體を體し國民の體位を體得せしめる精神訓練を重ねてゐる

【後一時半】總呼後一時半まで隊長と共にする、食前、食後の敬禮は陸軍の軍人精神

二月一日 芝山巖に合祀される人々 （下）三十二氏の功績を偲ぶ

故總督府北白川公務校訓導
陳秀清氏

故總督府北白川公務校訓導
張廷槐氏

故總督府國語學校訓導
藤野鶴記氏

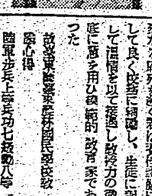

故總督府陸軍公務校訓導
陸軍步兵曹長
松元春香氏

故總督府國語學校訓導
吉津邦喜氏

故總督府國語學校訓導
古賀房次郎氏

故總督府國語學校訓導
多田茂氏

故總督府國語學校訓導
中村國司氏

故總督府國語學校訓導
井上正氏

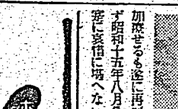

故總督府國語學校訓導
田沼健氏

故總督府國語學校訓導
黄讃塔氏

故總督府國語學校訓導
渡邊猛郎氏

故總督府國語學校訓導
小松恭作氏

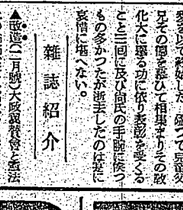

故總督府國語學校訓導
坂田恵之助氏

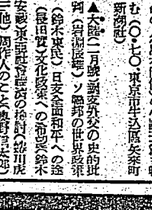

故總督府國語學校訓導
王謙守氏

ミクローゼ
能食 便通 榮養
酵母劑に勝る！
一粒に二役 整腸・整毒
一ケ月分 二圓五〇錢
全國藥店にあり

病毒と體毒が

氣持よく取れる

ベルツ丸

梅毒や淋病で お悩みの方は一日も早く完全なベルツ丸で有名なベルツ丸の服用をお奬めします。

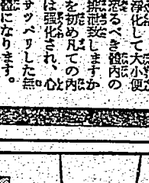

SUZUKI NIPPON-SEIYAKUSHA
鈴木日本製藥社
梅毒胎毒に悩む人
疳毒しつ瘡毒の人
遺傳や腦梅毒の人
吹出物ニキビの人
神經痛關節炎の人
硬化症高血壓の人
血液に汚れある人
頭痛耳鳴便秘の人
藥價
二十日分……三圓
三十五日分……五圓
七十五日分……十圓
特用……二十圓
家庭用……三十圓
發賣元 十五錢
海外 四十二錢
各藥店及デパート 各部店にあり。
本舗 鈴木日本製藥社
東京市日本橋區濱町三丁目
出張 鈴木 清二
製藥所 大日本製藥株式會社 東京市日本橋區濱町三丁目 電話浜町八一五番

ふるっと、思はずふるへるやうな朝、顔が硬つたら、そのクリームは考へものです。
パピリオコーム
ビタミンD皮膚劑
シッカロールパスター
和光堂
濕疹 腫瘍 創傷 糜爛等
治療困難な皮膚疾患に
按摩で治らぬ
肩凝り
原因は深い所に
同じく肺が悪いと言つても疾患に依つて治る處と治らぬ處とがあります。
肺肋膜
肺結核、肺炎、肺肋膜炎等に對して著効ある事を實證せらる。
腦溢血
中年以上に起る腦溢血の豫防は、動脈硬化して血管の彈力が乏しいので用心は肝要ならん。
腦溢血
中風に罹る前兆です。
有名な腦溢血の本舗で完成したリキンシアマツは滯り血を淸化し、血壓の昇降をよくして神經の興奮を去り、慢つて勝手の屈伸が除かれる。同時に脈管壁、殊に毛細管を丈夫にし、血液を下げて腦溢血を豫防する。（各藥店にあり）

お急ぎの整容にとても重寶
リメトーレ
レートメトーレは一品で優秀なクリームと進歩的な白粉の作用を兼ね備へて居ますから下地なしで素肌にデカにお伸しになれば、
濃くも薄くもお好みのまゝ、眞からの自然の樣に美しいお化粧が素早く仕上ります

肌色・オークル・白色

アルバジル注
中耳炎・齒槽膿漏
泌尿器疾患・膀胱
有馬・香山・太田三醫學博士創製
AO結核菌液
現下の非常時局に際し、靑少年の結核罹患發病、死亡が年と共に著しき增加の傾向あるは眞に寒心に堪へず殊に戰後の結核を如何に處理すべきかは國民各自の愼重考慮すべき焦眉の重大問題なりと共に防止せられんことを當局に於て可及的早期治療に依り、此の疾患の重大化を未然に望む所なり
AOの適應症
肺結核、眼科結核、肋膜膜炎、皮膚結核、外科結核、特に初期肺結核、及眼科結核、腹膜炎、端息等に對して著効ある事を實證せらる。潛伏結核、淋巴腺腫、虚弱體質、結核疑症、特に腺病質並に結核の疑ある個體、殊に小兒、男女靑少年等に對して體位增强の爲應用せられ効果顯著なる事も證明せらる。
AOの質疑應答
AOに關し並に結核の質問には懇切迅速に弊店學術部より應答す。
解說贈呈
販賣元 須美商店
大阪市東區淡路町二丁目二十七番地
朝日乾電池
日

胃腸に活力
生氣湧溢
丹
携帶必急救
運筆輕快
複寫鮮明
レミントン
複寫紙
筆記用、タイプライター用
REMINGTON CARBON
販賣元 商店 井商會
大阪・東京
瞬息
新療法
前頸部（咽喉外皮）に擦り込むだけでスグ咳が鎭り苦痛がこれる
發賣元 大阪藥物研究所
法療皮經
軟膏 マトスア
全國一流藥店にあり
マルカン酢
顚拳！更新の意氣 會心の美味
製造元 荏田本店
販賣元 荏田商店
設建る立た燦 亞東くゆけ明

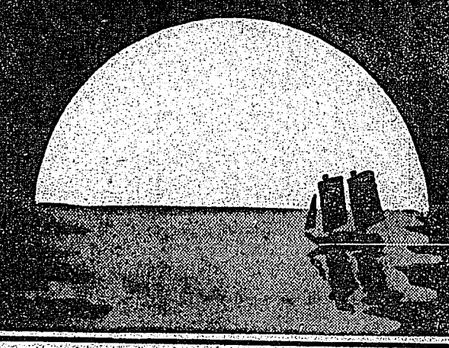

朝日乾電池

戰傷奉公杖を傳達 今次事變に出征し名譽の戰傷を負つた元總督府中川幼稚園長に對し名譽の奉公杖が陸軍からそれぞれ傳達されたので、去る十一日午前十時から總督官邸に於て傳達式を擧行、木下政務總監から中川氏に傳達をなした（名譽は嚴に傷痍を授與された中川氏）
海上警報 【三十一日午前十時三十分發表】 七〇粁の低氣壓が九州北部に在つて發達しつゝあるが、海上は一〇粁の風位で靜穩なる見込、【三十一日午後七時三十分發表】 三十一日午前十時現在に於ける低氣壓は北緯三〇度、東經一二〇度の地點にあつて發達しつゝあるが、海上は一〇粁の風位で靜穩なる見込
アルバジル注
中耳炎・齒槽膿漏
泌尿器疾患・膀胱
若村猶次郎店
山崎商會 荘炎壽山
旭昇商會 余仁壽
日新金物店

曉の町 (85)

武田麟太郎作
林唯一畫

おきん（十二）

その夜は、さすがに、寢ても醒れなかつた。

おきんの自分に對する心持を疑れたりしたのではないでもなく、それしかうつたら、それを振むりに、忘れたい自分の愚劣を思ひしたのに、何かすまない、うしろめたさを、感じてゐた。

彼女をそこまで先驅させたとすれば、自分のことを、あのしのぶとか云ふ一點のことを、輕蔑しなければならない、さうでなければおきんさんに申しわけない。

そんな觀念があるかどうか、しかし、漠然たる感じとしてさう思ふのであつた。

——しかし、自分がいくら意氣ぢんなつて、對手がどのやうに自分のことを考へてゐるか解らないのだから、獨よがりない話だ。だからと云つて、このままに捨てゝおくべきではない。

翌朝は、晴朗のさわやかな空へたのに、近所はまだ、眠をさまさない。

——さうだ、あすの朝、出發は無理だが、夕刻に起きてゐる時間を見計つて、暇乞をしよう。

母親のおいねが喋かい呼吸を聞いてゐる。

その決心を出來た夜は、すでに夜は自々と明け初めてゐた。

母親のおいねが喋かい呼吸を聞いてゐる。

無理にも二時分包んで、暇乞をしないやうにと申し出すのであつた。

夜來の雨はふかつてゐた。風雨が吹りついてゐる。

けさこそはとかなり期待してゐたのにやはりしのぎがない。

がつかりして、工場へ出てから晝の休みに電話をかけた。

事務所では、

「——何だ、天野、きのうはなから電話があつたし、けさはまたにかけるのか、——」

若い事務員がひやかすやうに云ふ。

鐵工の技術者では、

「——相馬君ですか、事務所ではありませんが——」

との取次であつた。しまつた、ちえつと晝休の時間だから、外へでも出てゐるのだらうと、今更、電話をした自分の注意の足らなかつたのが悔やまれる。

「——相馬君は、お父さんが病氣ですよ」

と、次いでくれた。

そうだつたのかと、彼はまだ父が見たこともない彼女の父なる人を、ふと想ひ描いて、一抹の寂寥とともに、その病氣がわびもなく心配された。

（第二種郵便物認可）

國共相剋の實相 (一)

合作がそも〳〵の過誤

八段　萩原　淳

前回迄りから支那民は吉敷の為に悟で働く迄、自重して機会を待つ方針を執りしも無理をもす百年隠忍を續けてきた、從つて手強

笹二

い抵抗力となつた、國民黨組織の弱點を暴露せしめ、共産軍第一次反攻、九月下旬（本年五月十日號）紅軍は米支兩軍の「攻擊開始」と共に、にんべん部に於ける紅軍の新編第四軍の解散に二十四萬人以上と及び新四軍事變を捏造した

臺灣日日新報
昭和十六年二月一日（土曜日）
（第二版）
（昭和十一年五月九日第三種郵便物認可）
第一万四千六百八十九號

臺灣昌新報

日本夕刊共八頁

殲滅戰絕頂に達す

上蔡東南地區を制壓

【〇〇にて二十一日發同盟特電】際會戰の徹底に依れば參謀、鏡松、前田、天谷、山本（勇）江邊の各部隊は二十一日朝十一時

泰佛戰鬪全く停止

停戰協定に署名調印

【タイゴン二十一日發同盟至急報】タイ佛印調停會議は二十一日午後五時二十分サイゴン埠頭横付の帝國艦〇〇上において佛印側ゴーナニ、タイ側プラ・シルパ・サストラコム、日本側富田各代表の手で歴史的調印された。これに先つたタイ佛印國境の戰鬪は全く停止されるに至つた

泰佛停戰會議進捗

【タイゴン二十一日發同盟】帝國を中心とする佛印調停會議は二十一日未明五時に持ち込んだ結果大體双方歩み寄りの目鼻がついたので二十一日午前より會議を續行、つづいて午後も會議を續行、遂に本日午前に調印が行はれるものと見られる

兩國委員の意見一致

【タイゴン二十一日發同盟】帝國調停會議は二十一日の三十日タイ佛印双方より日本側に提出された調停案の相違に就き富田少將は兩代表と個別的折衝を行つた結果、遂に二十一日午前十時より會議を開き、最後的調停案に關し意見の一致を見るに至つた。依つて卅一日午前〇〇に於てタイ、佛印兩代表の調印を行ふことゝなつた

無修正可決されん

國防保安、總動員改正兩法案

【東京二十一日發同盟】衆議院本會議は二日の豫算總會を中心とする國防關係法案審議を終つて愈々二十二日午前十時より國防保安法、總動員法改正兩法案の審議に入る豫定であるが、兩法案は既報の如く、いづれも重要法案であるので、政府は二十二日の本會議に於ては兩法案の提案理由の説明を行ふに止め、審議は二十三日以降に繰延べられるものと見られてゐる

【東京二十一日發同盟】衆議院國防保安法特別委員會は二十一日午後一時より會議を開き、政府より提出の國防保安法改正案に對する質疑應答を行ひ、午後四時半散會した。質疑應答は主として改正案の内容に關するもので、主なる質疑は次の如くである

一、國防保安法改正案は國防國家體制確立の爲に必要缺くべからざるものであるが、これが實施に當つては國民の自由を不當に束縛する虞れなきや

一、國防國家體制確立の爲には國民の思想の統一が必要であるが、これが爲には如何なる方策を講ずるか

社說

弗、磅の攻勢と我が貿易對策

東亞共榮圈の意義愈よ大

一

アメリカの經濟封鎖に對する關係は愈よ以て嚴然となつて來た。從來から我が國の經濟は米國と密接な關係があり、米國が我が國の經濟に對して有する地位は決して輕いものではなかつた。我が國の輸出入貿易に於ても米國は常に我が國の貿易總額の二割乃至三割を占めてゐたのである。從つて米國の對日經濟封鎖は我が國の經濟に對して相當の打撃を與へるものであることは勿論である。

米國が示す經濟の手に一矢報いたり關係してゐるのでは大切な手の打ち所を誤る點があり、弗、磅の攻勢をも我方が逆手となる鉄箱たり得ざるに至るのである。

二

米國の對日經濟封鎖は其他各國の對日經濟封鎖に代るべき國家總動員法の發動を見るに至つた。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。

三

米國の對日經濟封鎖は我が國の經濟に對して相當の打撃を與へるものであることは勿論である。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。

四

米國の對日經濟封鎖は我が國の經濟に對して相當の打撃を與へるものであることは勿論である。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。從つて我が國の貿易は從來の如く自由に米國に於ても其他各國に於ても行ふことが出來ないのである。

國家總動員法

強化改正の要點

【東京二十日發同盟】國家總動員法其他各種關係法律の改正案は二十日の閣議に於て決定を見たが、その改正の要點は次の如くである

一、現行、勅令たる國家總動員法中、勅令に委任し得る事項を法律を以て規定すること

二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四、現行、勅令たる國家總動員法中、勅令に委任し得る事項を法律を以て規定すること

五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

三十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

三十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

三十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

三十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

三十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

三十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

四十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

四十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

四十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

四十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

四十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

四十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

五十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

五十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

五十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

五十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

五十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

五十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

五十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

五十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

五十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

五十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

六十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

六十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

六十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

六十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

六十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

六十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

七十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

七十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

七十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

七十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

七十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

七十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

八十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

八十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

八十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

八十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

八十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

八十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

九十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

九十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

九十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

九十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

九十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

九十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百二十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百二十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百二十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百二十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百二十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百二十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百三十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百三十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百三十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百三十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百三十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百三十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百四十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百四十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百四十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百四十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百四十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百四十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百五十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百五十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百五十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百五十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百五十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百五十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百六十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百六十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百六十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百六十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百六十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百六十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百七十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百七十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百七十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百七十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百七十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百七十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百八十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百八十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百八十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百八十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百八十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百八十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百九十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百九十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百九十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百九十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

百九十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

百九十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百二十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百二十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百二十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百二十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百二十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百二十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百三十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百三十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百三十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百三十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百三十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百三十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百四十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百四十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百四十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百四十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百四十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百四十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百五十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百五十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百五十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百五十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百五十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百五十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百六十一、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六十二、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百六十三、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六十四、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百六十五、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六十六、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百六十七、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百六十八、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百六十九、勅令の發動要件を緩和して從來の戰時又は事變に際し國防目的達成の爲必要ある場合に發動し得ることとすること

二百七十、勅令の發動目的を擴大して從來の防衛目的の外に東亞新秩序建設の爲必要ある場合をも含ましめること

二百七十一、

勤労と增産の日

けふは「勤労と增産の日」である、紀元節奉祝日と十月の一日とけ二月一日から始められ今まで春秋二日とは言つても勤労精神の昂揚だけしてゐたのでは足らない、勤労に感謝して欲しいものである、勤労奉公の實績を十分に擧げこれを更に高めるためには勤労の日を新設するのも一つの方法であらう、かくして勤労の日と增産の日とを一緒にして勤労と增産とに關する國民總動員の日とし勤労に感謝し勤労を尊重する氣持を十分に擧げ、これ

臺北地方版

臺中市と新高港間 自動車で僅か廿分

新年度から愈よ開鑿

【臺中電話】臺中、新高間を結ぶ新開五十メートル道路開鑿については臺中市の死活を制する重大な問題として曩に市内各有志間に於て協議の結果、市内の交通機関が絡められて来たが、愈よ新年度から開鑿に着手する事に決定し、既に市民の醵金に依る寄附金も集められてゐるが此の程その概算を見積ると、総工費は二百二十五萬二千九百七十四圓を要し、内一萬圓は市費より支出し、殘額は全部醵金に仰ぐ事となつてゐるが、此の醵金は一般市民よりも寧ろ附近の有志より募集する事となつてゐる

防空講習會

特別聽講者で盛況

【臺南電話】臺南市では防空の為め去る二十七日より約一ケ月の豫定で、警防團員に對し防空講習會を開催してゐるが、市民中にも一般人の聽講希望者があり、然るに市民の聽講に關する詳しい發表がないので、市民の間には種々憶測を逞うつつあり中には一般人の聽講希望者は全部女子ばかりであるとか、或は特別聽講者を設けるとか、又は聽講者は全部警防團員の家族ばかりであるとか、或は聽講者は全部男子ばかりであるとか、或は聽講者は全部男子ばかりであるとか、或は聽講者は全部男子